

空き家の管理 大丈夫ですか？

空き家は適正管理が必要です

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されました。空き家やその敷地は個人の資産です。所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように、空き家等を適切に管理する責務があります。



管理責任を問われる可能性も

空き家等を放置した結果、仮に倒壊や破損などにより他人に損害を与えた場合には、所有者や管理者の責任となり損害賠償などの管理責任を問われることもあります。

気をつけましょう！

危険な空き家とは

建物が倒壊するおそれ、屋根や外壁が脱落、飛散するおそれがある状態など

ゴミの放置や不法投棄などにより悪臭や害虫などが発生している状態など

建物をツタが覆っていたり、多数の窓ガラスが割れたまま放置されている状態など

庭木の枝が道路等にはみ出して歩行者などの通行を妨げている状態など



高崎市

危険な空き家にしないために

建物

- ☐ 屋根の破損や外壁のヒビ
- ☐ 基礎の破損やズレ
- ☐ 玄関や窓ガラスの割れ
- ☐ 雨漏りや水道の漏水

周囲

- ☐ 庭木の枝や雑草の繁茂
- ☐ ハチやネズミなどの害虫・害獣の発生
- ☐ 塀や柵のヒビや傾き
- ☐ ポストに溜まった郵便物など

☑チェックしてみましょう！
1つでもチェックがあれば
早めに対処しましょう！

※このような管理をする不動産会社に依頼する方法もあります。また、既に外壁や屋根などが破損している場合は、工務店や大工さんなどに依頼して補修しましょう。

放置することで固定資産税が上がる場合も！

平成27年度から適切に管理されていない空き家の敷地については、今まで住宅があることで減額されていた固定資産税等の特例（最大1/6）が、適用されなくなる場合があります。

つまり、今後は空き家を放置することで、固定資産税等が増加する可能性があります。

高崎市空き家緊急総合対策事業

高崎市では、市内の空き家への総合的な対策として、空き家の管理や解体、活用を支援する助成制度を予算の範囲内で実施しています。詳しくは下記まで問い合わせください。

空き家のまま管理したい

制度1 空き家管理助成金 補助率1/2（上限：20万円）

老朽化した空き家を解体したい

制度2 空き家解体助成金 補助率4/5（上限：100万円）

制度3 空き家解体跡地管理助成金 補助率1/2（上限：20万円）

空き家を活用したい

制度4 地域サロン改修助成金 補助率2/3（上限：500万円）

制度5 地域サロン家賃助成金 補助率4/5（上限：月額5万円）

制度6 空き家活用促進改修助成金 補助率1/2（上限：250万円）
※倉洲・榛名・吉井の場合、補助率1/2（上限：500万円）

制度7 定住促進空き家活用家賃助成金 補助率1/2（上限：月額2万円）

制度8 空き家事務所・店舗改修助成金 補助率1/2（上限：500万円）

空き家に関する相談及び問い合わせ

高崎市役所 建築住宅課
027-321-1314（空き家担当直通）

行政書士高崎事業協同組合
080-8090-0222（空き家対策専用）